



第 2 章 環境基本計画の概要



第 2 次刈谷市環境基本計画

第2章 環境基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年 3 月に「刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成 17 年度 - 26 年度）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上、河川汚濁状況の改善等、多くの環境分野で改善が図られてきました。

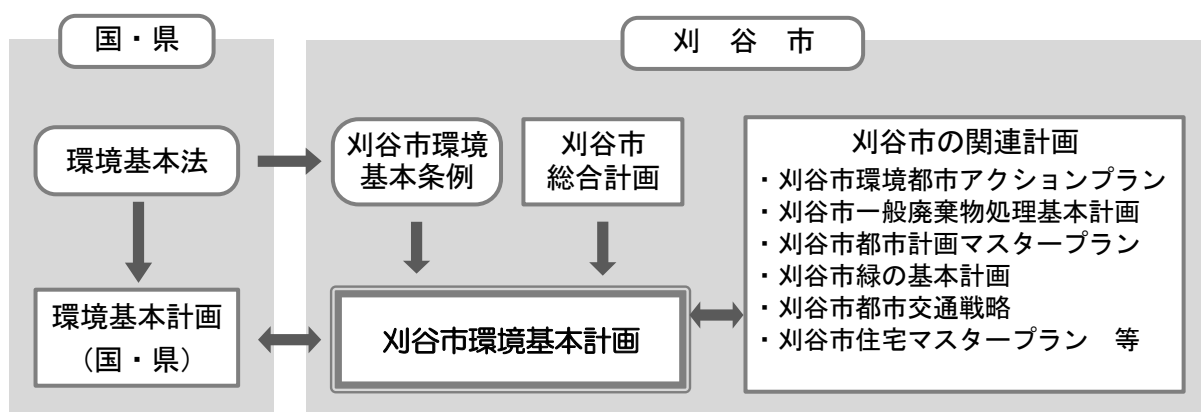
一方、騒音やごみの不法投棄などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多く残されています。また、地球温暖化や生物多様性に関する世界的な取組の進展、東日本大震災の発生による電力問題等、国内及び本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

このような情勢の変化に対応しつつ、課題解決に向けた施策の更なる推進を図るため、平成 27 年 3 月に「第 2 次刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成 27 年度 - 令和 6 年度）を策定し、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画として位置づけ、時代のニーズに合わせた環境施策を計画的に推進しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、「第 7 次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。



3 計画の期間

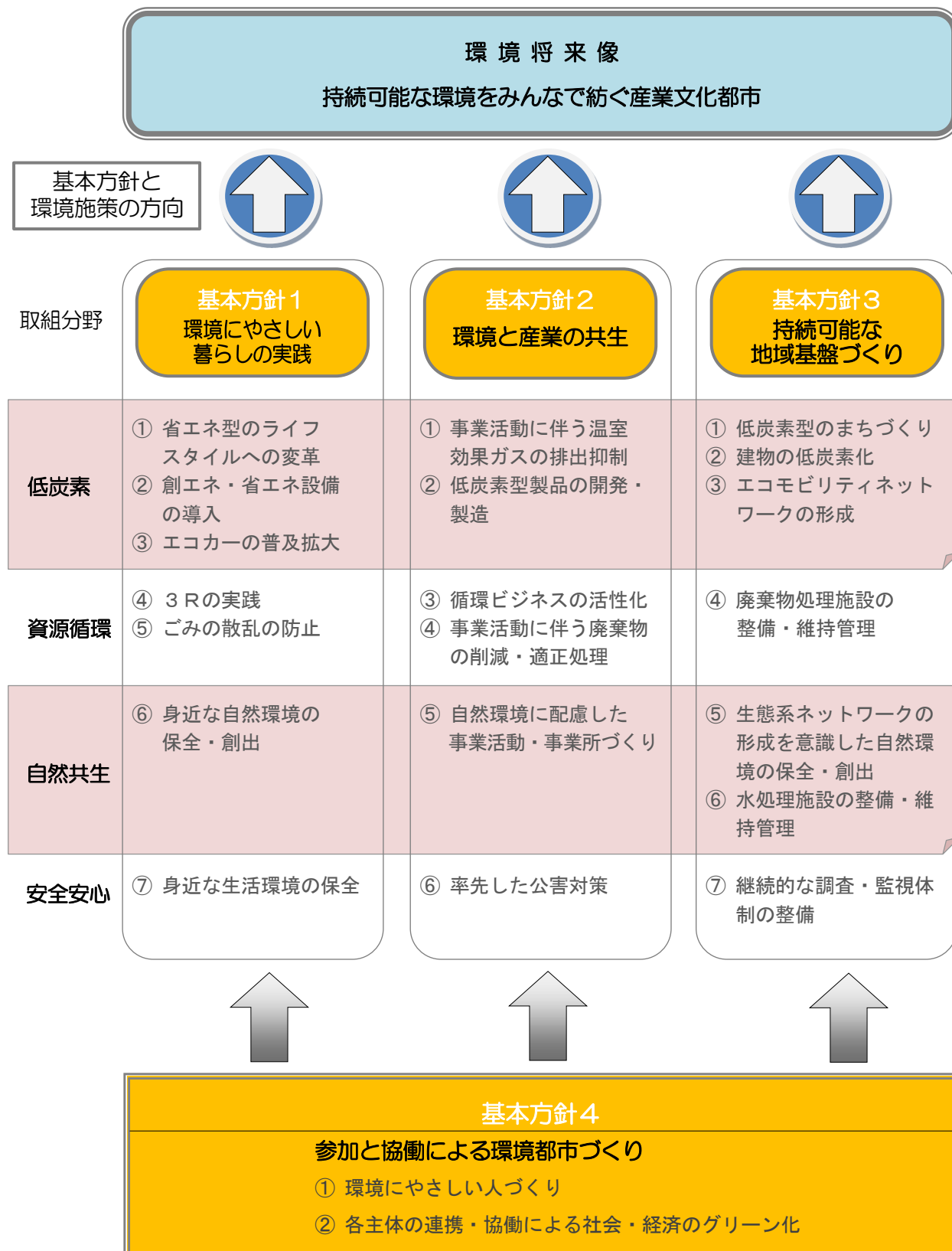
計画の期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間です。

4 計画の理念

計画の理念は、刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚します。

5 施策と取組

本市の環境を取り巻く状況や国や県の環境基本計画を踏まえ、本計画では、市民、事業者等の活動領域の視点に基づく「暮らし」、「産業」、「地域基盤」の3つの柱と「低炭素」、「資源循環」、「自然共生」、「安全安心」の4つの取組分野、そして分野横断的に取り組む4つ目の柱である「参加と協働」により施策を構成しています。



6 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

②庁内会議

関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画《Plan》 - 実行《Do》 - 点検・評価《Check》 - 見直し《Action》）により、着実に実行します。

具体的には、計画の進捗状況、環境指標の定期的な点検と評価を行い、環境審議会、庁内会議において審議するとともに、その結果を以降の取組に反映し、継続的な改善を図ります。また、計画の進捗状況、環境指標の推移については、年次報告書により市民、事業者等に公表します。

